



## 滋賀県公報

 令和 5 年 (2023 年)

 3 月 3 1 日

 号 外 ( 1 2 )

 金 曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目

次 (※印は、県例規集に登載するもの)

〇 規

則

規

※滋賀県税規則の一部を改正する規則(税政課).....

則

滋賀県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第40号

## 滋賀県税規則の一部を改正する規則

滋賀県税規則(昭和25年滋賀県規則第55号)の一部を次のように改正する。 第14条中「附則第11条の4第2項」を「附則第11条の4第3項」に改める。

別表 2(30)の項および(31)の項を次のように改める。

(30)および(31) 削除

別表 2 (31) の 2 の項中「付則第 9 条第 6 項」を「付則第 9 条第 3 項」に、「同条第 7 項」を「同条第 4 項」に、「付 則第 9 条第 9 項」を「付則第 9 条第 6 項」に、「同条第10項」を「同条第 7 項」に改め、同表 2 (31) の 3 の項中「付則 第 9 条第 7 項」を「付則第 9 条第 4 項」に、「付則第 9 条第10項」を「付則第 9 条第 7 項」に改める。

別記様式第11号の4および別記様式第11号の5を次のように改める。

## 様式第11号の4および様式第11号の5 削除

別記様式第11号の6中「第9条第6項(第7項)」を「第9条第3項(第4項)」に、「第9条第9項(第10項)」 を「第9条第6項(第7項)」に改める。

別記様式第11号の6の2中「第9条第7項」を「第9条第4項」に、「第9条第10項」を「第9条第7項」に改める。

## 付 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県税規則(以下「旧規則」という。)別記様式第11号の4および別記様式第11号の5による用紙は、この規則の施行後においても、なお当分の間使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現にある旧規則別記様式第11号の6および別記様式第11号の6の2による用紙は、当分の間、 所要の調整を加えて使用することができる。

2	令和5年	(2023年)	3月31日	滋	賀	県	公	報	号外(12)
1									